



2021年度

電子報告義務化直前（2022年4月～）

リフォーム／解体でのアスベスト対応の解説

生産技術委員会 建設副産物ワーキンググループ

講師 子安 伸幸 (株式会社ユニバース)

講師の紹介

子安 伸幸 (こやす のぶゆき)

岐阜県出身。千葉大学工学部卒。株式会社ユニバース、主任コンサルタント。2005年の石綿障害予防規則施行当時から、アスベスト廃棄物処理を含めた規制対応について、研修講師を務め続けている。建設業界の中でも、住宅・リフォーム業界におけるコンサルティングを専門とする。住宅生産団体連合会の環境委員会に参加。著書に「図解 産業廃棄物処理がわかる本」「トラブルを防ぐ産廃担当者の実務」(共に日本実業出版)、「産業廃棄物適正管理能力検定公式テキスト 第4版」(第一法規)ほか、主著・共著多数。



<講師が関わる石綿に関連するサービス>

石綿調査者講習

<https://kigkt.cersi.jp/>

特別教育のコンテンツ提供

<https://course.universe-corp.jp/asbestosSP>

石綿・産廃情報管理システム

<https://universe-corp.jp/uniport/>

今回石綿関連で改正された2つの法令

大気汚染防止法

解体工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されました。

規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象が拡大^{※1}されました。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準が設けられました。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法が法定化されました。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者^{※2}」による事前調査の実施を義務付けます。(施行:令和5年10月~)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※3}が事前調査結果を都道府県等^{※4}へ報告することを義務付けます。(施行:令和4年4月~)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※5}することが義務付けられました。

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されるようになります。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されるようになります。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象が拡大されました。

作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者^{※6}」による取り残しの有無等の確認が義務付けられました。
- ✓ 作業記録の作成・保存^{※7}が義務付けられました。
- ✓ 作業結果の発注者への報告が義務付けられました。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
※2 建築物石綿含有建材調査者又は施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
※3 元請業者または自主施工者
※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。
※5 解体等工事終了後3年間保存
※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知識を有する者
※7 解体等工事終了後3年間保存

石綿障害予防規則 (労働安全衛生法)

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります(令和3年4月~)
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります(令和5年10月~)

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります(令和3年4月~)
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム(スマホも可)で届け出ることが義務になります(令和4年4月~)

吹付け石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります(令和3年4月~)

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和3年4月~)
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和2年10月~)
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります(令和2年10月~)

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります(令和3年4月~)



労働局（労働基準監督署）指導は「現場」よりも「店社」に重点。 「店社」は、リフォーム団体の事業者リストも含め積極的に指導。

第3 店社に対する計画的な指導を通じた石綿則の遵守の徹底

1 計画的な取組の実施

建築物の解体・改修等の作業を行う現場は膨大な数に上ることから、建設業店社（以下「店社」という。）に対する指導に重点を置き、効果的な石綿則の遵守徹底を図ることとする。各都道府県労働局（以下「局」という。）においては、管内状況を踏まえ、店社に対して計画的に監督指導、個別指導、集団指導、自主点検等を実施すること。

2 対象店社の選定

（1）情報システム及び都道府県知事の登録の活用等

建設業の許可事業者については、建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（国土交通省）を活用し、建設リサイクル法に基づき都道府県知事の登録を受けている事業者については、都道府県から定期的に情報を入手すること。また、リフォーム事業者については、国土交通省の住宅リフォーム事業者団体登録制度に登録された団体に加盟するリフォーム事業者、地方公共団体の登録やリフォーム関係団体が公表している事業者リスト等の情報を定期的に入手すること。把握した事業者のうち、事前調査結果等の報告の実績がない事業者については、積極的に指導の対象とすること。

https://www.shokokai.or.jp/cms_img/upfiles/2022/01/4910db30308e97c7b97db196cf7ecfaf-1.pdf

今回改正のポイント ～厚労省パンフレットから～

アスベスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

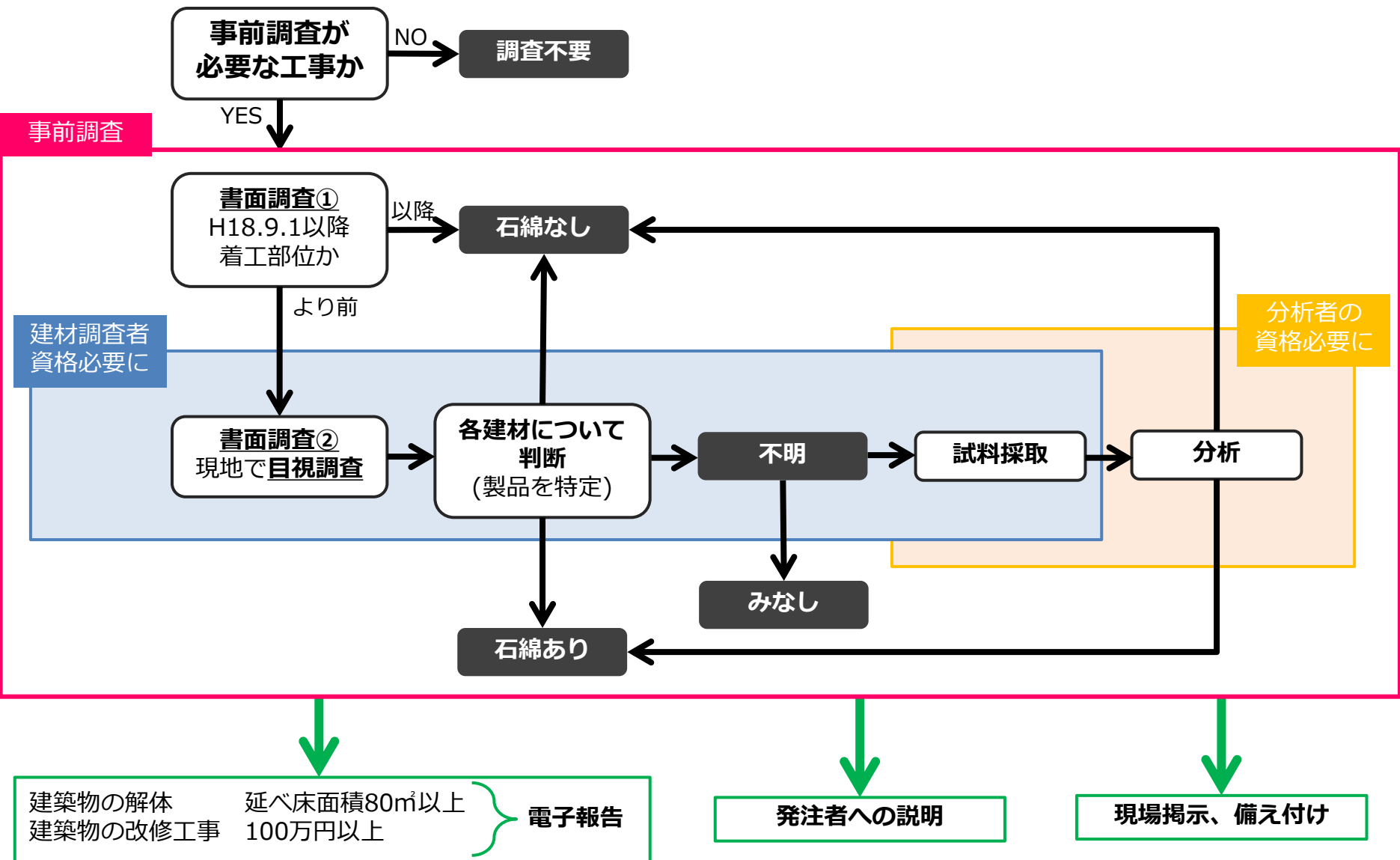
- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。



事前調査～報告までのプロセス



建築物の解体
建築物の改修工事

延べ床面積80㎡以上
100万円以上

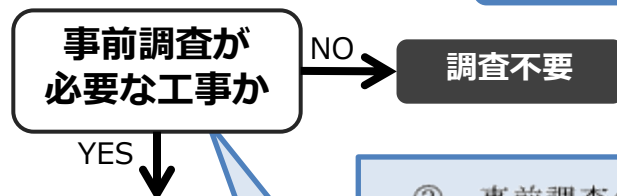
電子報告

発注者への説明

現場掲示、備え付け

事前調査の対象工事

石綿含有の可能性のある建材を除去する場合は、
(釘を抜くだけで取り外す場合も) 対象になる。



③ 事前調査の対象とならない作業

以下に掲げる作業は、石綿等の粉じんが発散しないことが明らかであることから、石綿による健康障害を防止するという石綿障害予防規則の制定目的も踏まえて、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業には該当せず、事前調査を行う必要はないものであること。

(ア) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

(イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

(ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

2020年8月4日 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（基発0804第8号）より抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/000656249.pdf>

調査を行う者の資格 = 建築物石綿含有建材調査者講習

講習機関一覧（石綿ポータルサイト） <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

The screenshot shows the homepage of the CE:SI website. At the top, it identifies the organization as '一般社団法人企業環境リスク解決機構' (General Incorporated Association Corporate Environmental Risk Solution Institute). The main navigation includes a phone number 'TEL. 03-6435-7747' and a contact button. The central message states: '建築物石綿含有建材調査者講習をご希望の方は、下記のいずれかよりお申し込みください。' (If you wish to attend the asbestos-containing building material surveyor training course, please apply through one of the following links). Two main course options are presented: '一般建築物 石綿含有建材調査者講習' (General Building Asbestos-containing Building Material Surveyor Training Course) with an orange button, and '一戸建て等 石綿含有建材調査者講習' (Single-family etc. Asbestos-containing Building Material Surveyor Training Course) with a blue button. The footer contains contact information, including the address '東京都中央区本町2丁目7番14号カンパニックスビル5階' and the date '令和3年4月14日付'.

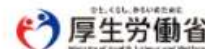
建材調査者
資格必要に

<https://kigkt.cersi.jp/>

石綿事前調査結果報告システム

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 **中** 大



[お知らせ一覧](#)

[ヘルプ](#)

ログイン

● 石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

- 報告が必要となる工事
 - ・ 建築物の解体工事（80㎡以上）
 - ・ 建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
 - ・ 工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））

※ 請負金額については、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判別してください。

登録済みの方

GビジネスIDでログイン

初めての方はこちら

GビジネスIDを作成

初めて利用する方へ

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、認証システム（GビジネスID）により事前にアカウントを作成する必要があります。

GビジネスIDをお持ちでない方は「GビジネスIDを作成」から、アカウントの作成をしてください。
（GビジネスIDでアカウントを取得することにより、複数の行政サービスにアクセスすることが可能になります）

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>

報告が必要な対象

■ 報告が必要な工事

- ・ 建築物の解体工事 : 解体部分の床面積が80㎡以上
- ・ 建築物の改修工事 : 請負金額が100万円以上（税込み）
- ・ 工作物の解体工事・改修工事 : 請負金額が100万円以上（税込み）

※特定の工作物のみ：ボイラー、焼却設備、発電設備等

※工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。

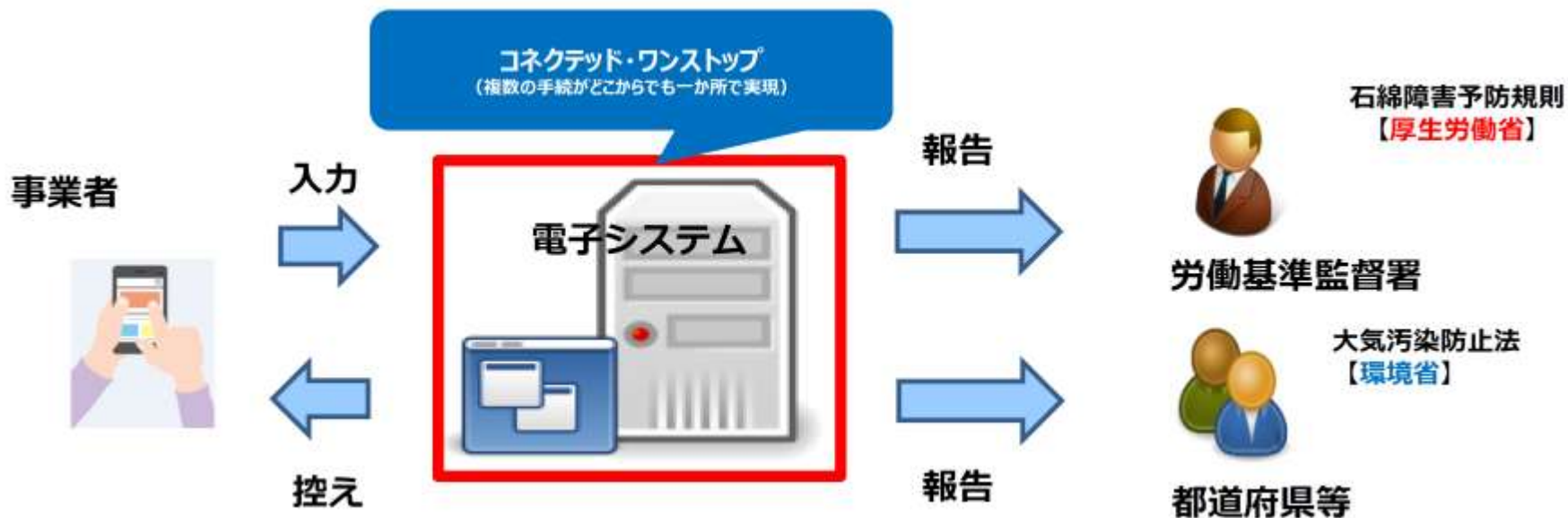
※請負金額については、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判別。

※当該工事の元請事業者に対し、下請事業者に係る内容も含めて報告

※報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金。（大防法）

電子報告システムを利用する意味

- 2カ所への報告を、1カ所への報告で満たすことができる



※電子システムの使用が困難な場合は、書面によって行うことができる。

GビズIDの概要

● GビズIDの概要

GビズIDとは、1つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

【イメージ図】



社会保険手続きの
電子申請



石綿事前調査結果報告システム

「GビズID クイックマニュアル」より抜粋し加筆

GビズIDの区分

GビズIDの区分	GビズID利用手順		電子報告システム における特徴
	ID取得	ログイン	
プライム（管理者） <small>※法人代表者（個人事業主）の名義</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン/携帯電話 ・印鑑証明書 ・登録申請書 	ID・パスワード + アプリ認証又はワンタイム パスワードの入力	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の工事を一括申請可能 ・支社単位のグループ作成 ・グループごとに情報共有可能
	メンバー <small>（プライムアカウントによる申請）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン/携帯電話 ・メールアドレス 	
エントリー	メールアドレス	ID・パスワードの入力のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの工事を1件ずつ申請

※各機能の詳細や電子報告申請の流れについては、「石綿事前調査結果報告システム 利用者マニュアル 詳細機能編」
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

新規申請

新規申請 > 調査入力



事前調査の結果及び 予定する石綿の除去などに係る措置の内容

材料種類ごとの石綿含有の有無と措置

解体・改修の対象にそれぞれの材料が含まれる場合に当該材料の欄を記入してください。
当該材料が使用されていない、又は解体・改修の対象ではない場合、当該材料欄の記入は不要です。
例：当該材料があり、解体又は改修予定だが、石綿は無い場合⇒石綿含有「無」を選択
例：当該材料がないor解体・改修の対象ではない場合⇒当該建材の入力は不要

作業対象の材料種類（名称）

吹付け材 ▲

保温材 ▲

煙突断熱材 ▲

屋根断熱材 ▲

作業対象の材料種類（名称）の一覧

吹付け材	・・・レベル1
保温材	
煙突断熱材	・・・レベル2
屋根用折版断熱材	
耐火被覆材（吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。）	
仕上塗材	
スレート波板	・・・レベル3
スレートボード	
屋根用化粧スレート	
けい酸カルシウム板第1種	
押出成形セメント板	
パルプセメント板	
ビニル床タイル	
窯業系サイディング	
石膏ボード	
ロックウール吸音天井板	
その他の材料	

電子報告での入力例（「無」のばあい）

業系サイディング	
石綿含有の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input checked="" type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 1: 目視 <input checked="" type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
切断等の有無 [?]	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
作業時の措置 [?]	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離 (負圧なし) <input type="checkbox"/> 湿潤化 <input type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用

設計図書のみ／目視のみでの「石綿なし」の判断はできない。
「無石綿」などの表示からも「石綿なし」の判断はできない。

電子報告での入力例（「有」「みなし」の場合）

窯業系サイディング	
石綿含有の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1：目視 <input type="checkbox"/> 2：設計図書（4を除く。） <input type="checkbox"/> 3：分析 <input type="checkbox"/> 4：建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5：建築材料等の製造年月日
切断等の有無 [?]	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
作業時の措置 [?]	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離（負圧なし） <input checked="" type="checkbox"/> 湿潤化 <input checked="" type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用

切断等の有無 [?] 有 無

切断のほか、破碎、穿孔（穴開け）、研磨がある場合には「有」としてください。

作業時の措置 [?] 負圧隔離 隔離（負圧なし）
 湿潤化 呼吸用保護具の使用

石綿「有」「みなし」の場合は、湿潤化、呼吸用保護具の使用等、法令に基づく各種措置を講じる必要があります。

リフォーム・解体を行う企業の、事業継続の前提とも言える準備4点

- ・ 2006年9月より前に着工した部分のリフォームがある
- ・ レベル3の除去作業を伴う現場が発生することを前提にして

事業継続の前提となる準備		誰が？
①	(~2023.10) 調査担当者は調査者資格を	元請業者 / 下請業者等
②	施工現場に一人は「石綿作業主任者」を	下請業者等
③	作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	下請業者等
④	石綿を含む、産廃の処理体制・ルート構築	元請業者

赤字は今回の改正で追加

石綿に関連する資格の整理

区分	内容	対象
石綿 特別教育 石綿取扱い作業従事者特別教育	4. 5時間の講習	石綿を含むの建材の除去等の作業に従事する すべての者
石綿 作業主任者 石綿作業主任者技能講習	10時間の講習 + 修了試験	石綿を含むの建材の除去等の作業において、事業者が 1名選任
建築物石綿含有 建材調査者	特定／一般／一戸建て の区分により異なる	石綿を含む可能性がある建築物等の解体・改修などの前に実施する 調査を行う者 (2023年10月～義務化)

登録された機関による講習受講が必要

現場ごとに必要な対応 13点

赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

見積段階	現場ごとに必要な対応		誰が？
着工前	①	★調査、記録を保管	元請業者 / 下請業者等
	②	★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	元請業者
	③	★（2022.4～）100万以上改修は電子報告	元請業者
	④	作業計画（作業方法・順序等）を作成	元請業者 / 下請業者等
工事中	⑤	（下請業者がいる場合）作業計画を説明	元請業者
	⑥	★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	元請業者 / 下請業者等
	⑦	飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示	元請業者 / 下請業者等
	⑧	作業者は呼吸用保護具を着用して除去	下請業者等
完了後	⑨	湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等
	⑩	石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理	元請業者
	⑪	写真を含めた作業記録作成	下請業者等
	⑫	特定粉じん排出等作業記録作成	元請業者
	⑬	完了報告書作成、発注者へ報告	元請業者